

| 改正概要説明書  |         |
|--|---------|
| 国名：英国  | 法令名：意匠法 |
| 改正情報：2021年1月1日公布   |         |
| <p><b>改正概要：</b></p> <p>1. BREXITに係る下記法令の施行に伴い改正された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ The Intellectual Property (Exhaustion of Rights) (EU Exit) Regulations 2019 (SI 2019/265) (2021年1月1日施行)--第7A条, 第24G条</li> <li>・ The Designs and International Trade Marks (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019(SI 2019/638) (2021年1月1日施行)--第12A条, 第12B条, 附則1A, 附則1B</li> <li>・ The Intellectual Property (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2020 (SI 2020/1050) (2021年1月1日施行)--第12A条, 第12B条, 附則1A, 附則1B</li> </ul> <p>2. BREXITに伴う欧州共同体意匠及びEU指定の国際意匠の扱いは, 附則1A及び附則1Bにおいて明確化された。</p> <p>具体的には, いずれの登録意匠も2021年1月1日以降も英国において従来と同等の権利が再登録意匠又は再登録国際意匠として自動的に付与される。</p> <p>2021年1月1日時点で欧州共同体意匠又はEU指定の国際意匠に出願係属中の意匠は, 2021年9月30日まで英国の権利として出願することができる。--第12A条, 第12B条, 附則1A, 附則1B</p> |         |
| <p><b>改正内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第1B条, 第7A条</b><br/>BREXITに伴い, 「欧州経済地域」が「連合王国及び欧州経済地域」に変更された。</li> <li>・ <b>第11ZA条, 第11ZB条, 第20条, 第24D条, 第24G条, 第35ZA条, 第44条</b><br/>BREXITに伴い, 「共同体」に係る条文が修正された。</li> <li>・ <b>第11AB条</b><br/>「競争委員会」及び「公正取引委員会」が, 「競争・市場庁」及び「競争・市場庁グループ」に修正された。</li> <li>・ <b>第12A条, 第12B条</b><br/>BREXITに伴う新設条文である。</li> <li>・ <b>第22条</b><br/>(5), (6)及び(7)は削除された。</li> <li>・ <b>第25A条</b><br/>秘匿特権に関する新設条文である。</li> </ul>  |         |

・ **第 27 条**

裁判所の管轄が変更された。

・ **第 35ZB 条**

(1A) は BREXIT に伴う新設項である。

・ **附則 1A, 附則 1B**

BREXIT に伴う新設附則である。